

デマンド交通実証運行 AI デマンド予約システム導入業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、志摩市が発注するデマンド交通実証運行 AI デマンド予約システム導入業務委託（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組体制等に関する技術提案書等の提出を求め、参加者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した受託候補者を決定する方式をいう。

(公募型プロポーザル方式採用理由)

第3条 本業務は、志摩市において過去の実施事例がなく、標準的な実施手法等が定められていない。また、創造性、専門性、技術力、企画力等価格以外の要素に重点を置き、総合的に判断する必要がある。このため、広く公募により提案を求め、最適な企画・技術能力等を有する事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

(手続き開始の公告)

第4条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1) デマンド交通実証運行 AI デマンド予約システム導入業務委託公募型プロポーザル方式募集要項（以下「募集要項」という。）

(2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

(1) 志摩市ホームページ

(2) 志摩市役所 政策推進部 総合政策課窓口での閲覧

(募集要項)

第5条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容
1 業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、履行期限など
2 見積限度額	見積限度額（予算額）
3 実施型式	公募型である旨

4	参加資格	必要な参加資格
5	参加申請	参加申請書類の提出方法、提出先及び提出期限
6	日程	受託候補者決定までの日程
7	提案書作成方法	提案書の提出方法、提出先、提出期限など
8	審査方法	審査の方法、内容など
9	審査結果	通知方法、通知時期など
10	提出書類の取扱い	開示や提案内容の取扱いなど
11	審査結果の公表及び情報公開	審査結果の公表方法、情報公開での取扱いなど
12	問合せ先	担当部署名、連絡先
13	その他	必要経費の負担、辞退の取扱い、失格事項など

(参加資格要件)

第6条 本業務のプロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5年8月1日現在で志摩市契約規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿の「事務事業委託 2503 システム開発・管理」の部門に登録されていること。
- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成20年志摩市告示第34号）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 元請けとして、過去5年間に地方公共団体が発注した AI デマンド予約システム導入に関する類似業務を履行した実績があること。

(失格基準)

第7条 参加者が次の事項のいずれかに該当した場合は、本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格要件を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提案書類等が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに提案書類等が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 募集要項により提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) 募集要項に定められた提案限度額を超える見積りが提出されたとき。
- (8) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加表明)

第8条 参加者は、参加表明書等の募集要項に定められた書類を提出するものとする。

2 参加表明書等の提出方法、提出場所及び受付期間等は募集要項に明示する。

(書類審査)

第9条 デマンド交通実証運行 AI デマンド予約システム導入業務委託公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「委員会」という。）は、別にデマンド交通実証運行 AI デマンド予約システム導入業務委託公募型プロポーザル方式審査要項（以下「審査要項」という。）を定め、参加者から提出された参加表明書等について、審査要項に基づき、書類審査を実施し、その結果を書類審査による選定通知書（様式第6号）又は書類審査による非選定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 前項により非選定となった者は、通知の日の翌日から起算して5日（志摩市の休日を含む。）以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。

3 市長は前項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日（市の休日を含む。）以内に、書面により回答しなければならない。

(ヒアリング審査)

第10条 委員会は審査要項に基づき、参加者から提出された提案書類についてヒアリング審査を行う。

(受託候補者の決定)

第11条 委員会は審査要項に基づき、本業務の受託候補者を決定するものとする。

2 市長は、ヒアリング審査が完了した場合は、指定した期日までにその結果を参加者全員に公募型プロポーザル方式結果通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日（市の休日を含む。）以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。

4 市長は前項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日（市の休日を含む。）以内に、書面により回答しなければならない。

(参加辞退)

第12条 第8条により本業務の参加表明を行った者は、受託候補者が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、公募型プロポーザル辞退届(様式第11号)を提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

2 提出した公募型プロポーザル方式辞退届は撤回できない。

(審査結果の公表)

第13条 市長は、第11条第1項による審査結果について、志摩市ホームページにて公表するものとする。

(随意契約の締結)

第14条 第11条第1項により決定された受託候補者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

2 第11条第1項により決定された受託候補者について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

(留意事項)

第15条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加表明書及び提案書類(以下「提出書類」という。)の作成及び提出、ヒアリング審査への参加等に関する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出書類に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 受付期間以降の提出書類の差し替え、引き換えは原則として認めない。ただし、提出書類の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

(その他)

第16条 本要領に定めのない事項については、委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月3日から施行する。